

よくあるご質問

No	質問	回答
1-1	補助対象となる家電はどこで確認できますか。	販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。(太陽熱温水器を除く。)
1-2	補助対象となる太陽熱温水器はどこで確認できますか。	販売店で確認するか、一般社団法人ソーラーシステム振興協会のサイト (https://www.ssda.or.jp/)、一般財団法人ベターリビングのサイト (https://www.cbl.or.jp/) で確認ができます。
1-3	買い換え予定の家電製品の省エネ基準達成率がわかりません。	販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。(太陽熱温水器を除く。)
1-4	対象となるエアコンを教えてください。	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027年度)の機種が対象となります。
1-5	対象となる照明器具を教えてください。	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2020年度)の機種が対象となります。
1-6	対象となる電球を教えてください。	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027年度)の機種が対象となります。
1-7	対象となる電気冷蔵庫を教えてください。	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021年度)の機種が対象となります。
1-8	対象となる給湯器(エコキュート、ガス温水機器、石油温水器機)を教えてください。	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2025年度)の機種が対象となります。
1-9	対象となる給湯器(太陽熱温水器)を教えてください。	①日本産業規格の適合を受けている。②一般社団法人ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証、又は合体認証を受けている③一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている ①～③のいずれかを満たす自然循環型と強制循環型の太陽熱利用システムが対象となります。
1-10	一般財団法人ベターリビングとはどんな機関ですか。	住宅をはじめとする建築物の設計、施工、部品、材料に関する評価、試験、登録等の事業及び調査研究事業等を行なっている機関です。
1-11	自然循環型の太陽熱利用システムとは何ですか。	太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分(平板型又は真空管型)が一体型のものです。
1-12	強制循環型の太陽熱利用システムとは何ですか。	太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、不凍液等を強制循環する太陽熱集水器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するものです。
1-13	JIS C9901Rとは何ですか。	日本産業規格の一つで、電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法やその表示方法を標準化したものです。

補助対象家電

補助対象家電	1-14	リユース品は対象となりますか。	対象となりません。 新品(未使用)である必要があります。
	1-15	リース(レンタル)品は対象となりますか。	対象となりません。 リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。
	1-16	省エネ型製品情報サイトのリストに載っていない家電は、対象となりますか。	太陽熱温水器以外は、対象となりません。
	1-17	2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い換える場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。
補助対象期間	2-1	令和6年3月末日(対象期間前)に購入した場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。 令和6年4月1日～令和7年2月28日の間に購入されたものが対象となります。
	2-2	令和6年3月末日(対象期間前)に買い換え前の対象製品を廃棄し、令和6年4月1日(対象期間内)に対象製品へ買い換え設置した場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。購入日と同じく、令和6年4月1日～令和7年2月28日の間に買い換え前の家電をリサイクル処分(補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。)したものが対象となります。
購入店舗	3-1	購入する店舗の指定がありますか。	国東市内に所在する店舗又は事業所で購入する必要があります。レシートや領収書に記載される店舗又は事業所の所在が国東市内であることが条件となります。
	3-2	インターネット(ECサイト)で購入した家電は対象になりますか。	対象となりません。 市内の販売店舗で購入したものが対象となります。
補助対象者	4-1	申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。	申請できません。 対象家電製品の購入者の方が申請してください。
	4-2	事業所との併用住宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 個人を対象とした補助事業となります。
	4-3	住民票では別世帯となっていますが、親と二世帯住宅に居住している場合、申請回数はどうなりますか。	住民票(世帯全員)の写しに記載されている方を世帯構成員とみなします。二世帯住宅など同じ住所に居住されている場合であっても、別世帯であればどちらの世帯も1回申請することができます。
	4-4	国東市外に住んでおり、国東市への転入を予定していますが、補助対象となりますか。	国東市に転入後、対象期間内に買い換えた場合は対象となります。
	4-5	対象家電製品の購入者と家電リサイクル排出者が異なる場合、申請できますか。	対象家電製品の購入者(申請者)と家電リサイクル排出者は、原則として同一である必要があります。ただし、申請書類の審査時に同一世帯であることが確認できれば対象とします。
	4-6	世帯主以外は申請できませんか。	申請可です。

補助 対象 者	4-7	個人で購入し、事業所に設置する場合は、補助の対象となりますか。	対象となりません。
	5-1	市内に居住とは、いつ現在のことでか。	対象家電を購入・設置する日です。また、買い換え前の家電リサイクル券の交付日のことです。
申請 条件	5-2	交付申請日とは、どのような日を想定するものですか。	交付申請書だけでなく、その他添付書類が確認できた日です。
	5-3	購入した家電製品は、補助金の交付決定を受けるまで使用できないのでしょうか。	補助金の申請前又は交付決定前に関わらず、購入後、すぐに使用して構いません。
	5-4	家電リサイクルの方法を教えてください。 (対象家電:エアコン、電気冷蔵庫)	新しい家電を購入した店舗等に使わなくなった家電のリサイクルを依頼してください。その際、「家電リサイクル券排出者控」を必ず受け取ってください。
	5-5	リサイクル処分する家電製品に消費電力量などの基準がありますか。	買い換え前の家電製品に特段の要件はありません。家電リサイクル法に従って適正に処分してください。
	5-6	古いエアコンを1台廃棄して、電気冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象となりますか。	対象となりません。 エアコンをリサイクル処分して、エアコンを購入するといった同種の家電の買い換えを対象としています。
	5-7	エアコンを1台廃棄して、新たに3台購入する場合は、補助の対象となりますか。	1台のみ対象となります。
	5-8	既存のエアコンを知人に譲り、新たに1台購入する場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 エアコンは、リサイクル処分(補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。)を伴う買い換えを対象としています。
	5-9	既存のエアコンをリサイクルショップ等に売り払い、新たなエアコンを購入する場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 エアコンは、リサイクル処分(補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。)を伴う買い換えを対象としています。
	5-10	新たにエアコンを購入(追加)する場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 リサイクル処分(補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。)を伴う買い換えを対象としています。
	5-11	申請回数に制限がありますか。	1世帯当たり1品目のみで、1回の申請に限ります。 LED照明を複数購入時も1回にまとめて申請してください。
	5-12	家電を購入する前に、申請する必要がありますか。	必要ありません。 買い換え前の家電の処分や対象家電を購入した後、必要書類をそろえた段階で申請書を提出してください。
	5-13	対象家電の購入店舗以外の業者に、買い換え前の家電のリサイクル処分をお願いした場合、補助の対象となりますか。	処分業者の指定はありません。家電リサイクル券排出者控の写しの提出が可能であれば補助の対象となります。
	5-14	太陽熱温水器は買い換える必要がありますか。	買い換えでも対象となりますが、買い換える必要はありません。新規に設置する場合も対象となります。

申請書類	6-1	申請書類の様式等は、どこで入手できますか。また、提出はどのようにしたらよいか。	<p>市役所ホームページからダウンロードしてください。 市役所環境衛生課、国見・武蔵・安岐総合支所 市民生活係でも入手できます。 提出を郵送される場合は、簡易書留等配達記録が残る方法を推奨いたします。 持参した際に、内容の確認を行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>【郵送先】 〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地 国東市環境衛生課 省エネ家電購入補助事業担当</p> <p>【提出先】 環境衛生課 省エネ家電購入補助事業担当 国見・武蔵・安岐総合支所 市民生活係 平日の午前8時30分から午後5時まで ※書類に不備等がある場合は、後日、申請者へ連絡します。</p>
	6-2	申請書類に消せるボールペンは使用できますか。	<p>使用できません。 申請書を手書きで作成される場合は、必ず黒色ボールペンにて記入してください。</p>
	6-3	申請書類の提出期限はありますか。	<p>申請書類の提出期限は、令和7年2月28日(必着)までです。ただし、予算に達した時点で、受付終了となりますので、あらかじめご了承ください。</p>
	6-4	受付期間内に家電を買いましたが、納品が令和7年2月28日以降(受付期間外)となる場合、申請できますか。	<p>申請に必要な書類がすべて揃わないため、申請できません。</p>
	6-5	申請書類を書き間違えました。どのように訂正すればよいですか。	<p>新しい申請書に書き直していただくか、訂正箇所にも二重線を引いて訂正印を押印のうえ、正しい内容を記入してください。なお、修正液や修正テープなどは使用しないでください。 また、金額を誤記された場合は、必ず新しい申請書に書き直しをお願いします。</p>
	6-6	領収書(レシート)には、金額のほかにどのような情報が記載されている必要がありますか。	<p>国東市内に所在する店舗又は事業所で対象家電製品を購入したことを証明する必要があります。 購入日、購入店舗名、購入製品名、製品型番、購入額(内訳あり(税抜))が記載されているものが有効となります。(様式は問いません。)</p>
	6-7	エアコンと同時に洗濯機を購入し、レシートには2つの購入代金の合計額が記載されています。どのように申請すればよいですか。	<p>洗濯機は対象家電製品ではないため、エアコンの本体価格(税抜)等を補助対象経費としてください。 なお、レシートは全体のコピーを添付してください。</p>
	6-8	A店でエアコン、B店で電気冷蔵庫を購入した場合、どのように申請すればよいですか。	<p>1世帯につき1回、1品目の申請に限られるため、どちらかの品目しか申請することはできません。</p>
	6-9	領収書やレシートを紛失した場合、申請できますか。	<p>申請できません。 領収書(又はレシート)の写しは必ず添付してください。紛失された場合は、再発行について販売店にお問い合わせください。</p>
	6-10	領収書(レシート)や保証書、家電リサイクル券は、原本を提出する必要がありますか。	<p>コピーの提出をお願いします。 原本を提出された場合は、返却いたしかねますのでご注意ください。</p>
	6-11	今使っているエアコンの保証書は必要ですか。	<p>必要ありません。 新しく購入された家電のメーカー保証書の写しを提出してください。</p>

申請書類	6-12	夫がエアコンを購入し、妻が電気冷蔵庫を購入した場合は、どのように申請すればよいですか。	1世帯1申請となりますので、夫か妻のどちらかの一人を申請者としてください。
	6-13	メーカー保証書とはどのようなものですか。	メーカー保証書とは、家電製品に添付されている家電製品製造者が発行する保証書のことで、製品名、製品型番、製造番号等が記載されているものを指します。
	6-14	家電製品製造者(メーカー)が発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することは可能ですか。	不可となります。新品の購入であることの確認を兼ねているため、家電製品製造者(メーカー)発行の保証書がない場合は、補助の対象外です。
	6-15	「家電リサイクル券排出者控」を紛失した場合、再発行はできますか。	家電を引き取った販売店にお問い合わせください。
	6-16	天井埋め込みカセット型のエアコンを処分した場合、家電リサイクル券排出者控えは発行されますか。	家電リサイクル法の対象については、処分業者または家電リサイクル券センター(0120-319640)にお問合せください。
	6-17	メーカー保証書に製造番号が記載されていない場合、どのように対応すればよいですか。	メーカー保証書で製造番号(シリアルナンバー)を確認しますので、記載がない場合は、購入された製品本体に印字されている製造番号を撮影したものを提出してください。
	6-18	太陽熱温水器の設置前の写真はどこを撮ればよいですか。	買い換えをしない場合は設置予定場所が分かる写真を撮影してください。 買い換える場合は、撤去前の写真を撮影してください。
	6-19	自然循環型の太陽熱利用システムの設置後の写真は何を撮ればよいですか。	太陽熱温水器本体について写真の撮影をしてください。
	6-20	強制循環型の太陽熱利用システムの設置後の写真は何を撮ればよいですか。	太陽熱集熱器と蓄熱槽の写真をそれぞれ撮影してください。
補助対象経費	7-1	エアコン、電気冷蔵庫、照明器具1台ずつ購入した場合、すべて補助の対象となりますか。	1世帯当たり1品目のみで、1回の申請に限るため、補助の対象になるのは、どれか1つとなります。
	7-2	補助対象経費について、消費税は税込、税抜のどちらになりますか。	消費税は含みません。
	7-3	家電の配送料や取付工事費用は、補助対象経費となりますか。	補助対象経費は、家電本体購入費、住宅に設置するために必要な機器及び設置工事費、撤去費(取外工事費)のみが対象となります。撤去費は買い換え前の製品のみが対象です。
	7-4	販売店で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになりますか。	本体購入費(税抜)等は、値引き後の価格を指します。このため、値引き後の支払額(税抜)が補助対象経費となります。
	7-5	補助対象経費が300,000円(税抜)でした。補助金交付額はいくらになりますか。	補助対象の家電によって異なります。 給湯器であれば100,000円になります。 $300,000円(税抜) \times 1/3(補助率) = 100,000円$ ただし、エアコン、電気冷蔵庫であれば補助金上限50,000円、照明器具であれば補助金上限30,000円のためそれぞれ補助金上限額となります。

補助 対象 経費	7-6	複数の家電を購入した場合、補助金の上限はいくらになりますか。	補助対象の対象製品は1品目までです。複数台購入する場合は、最も購入価格が高い家電を申請してください。
	7-7	給湯器(補助対象)10万円とレコーダー(補助対象外)5万円を同時に購入し、1万円の値引きを受けました。この場合、補助対象経費はどうなりますか。	①値引きの内訳がレシート等により判断できる場合 (例)1万円のうち、給湯器とレコーダーの値引き額がそれぞれ5,000円の場合 100,000円－5,000円(給湯器の値引き額)＝95,000円 ②値引きの対象が判断できない場合 100,000円－10,000円(値引き額全額)＝90,000円
	7-8	販売店独自のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのようになりますか。	販売店で商品代金等から値引きがあった場合(クーポン割引など)や販売店独自のポイント等を使用した場合は、値引きやポイント等の使用後の支払額(税抜)が補助対象経費となります。
	7-9	購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。	付与されるポイントは、購入費用から減額しません。支払金額に応じて付与されるポイントやクレジット会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
	7-10	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。 ただし、レシート又は領収書が必要となりますので購入の際に販売店舗や事業所に領収書の発行についてお尋ねください。
請求 書	8-1	補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。	指定できません。 申請者本人名義の口座に限定しています。口座をお持ちでない場合は、口座の開設をお願いします。
	8-2	交付決定通知を受け取ってから、口座に入金されるまでの程度の期間がかかりますか。	交付を決定した日から概ね1～2月程度で指定の口座に入金予定としています。
	8-3	補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。	原則、国内の金融機関であれば対応可能です。
	8-4	補助金の振込先にゆうちょ銀行の口座を指定することはできますか。	指定できます。 通帳に記載されている「他金融機関からの振込用」の店名、預金種目、口座番号等をご記入ください。
	8-5	通帳の写しは、表紙のコピーでよいでしょうか。	補助金の振込先口座を確認するため、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナが確認できるページのコピーをご準備ください。
制限 等	9-1	補助金申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。	予算額に達した場合は、申請期間中であっても受付を終了します。なお、予算額に達した日に複数の申請(当日到着分)があった場合は、その申請額に応じて案分します。 そのため、補助金が補助対象上限額まで出ない可能性があります。 また、予算に達した日の翌日以降に到着した申請書類は、不交付決定通知によりお知らせします。
	9-2	この事業の補助金の予算はどのくらいですか。	補助金の予算額は、2千万円としています。
	9-3	予算があとどのくらい残っているかを確認することはできますか。	市のホームページにて、予算の執行状況をお知らせします。※随時更新します。

制限等	9-4	経済産業省が実施する「給湯省エネ2024事業」と併用できますか。	併用できません。国東市省エネ家電製品等購入費補助金は国費が充当されているため、重複して国の補助制度から補助を受けることはできません。
	9-5	補助金の交付を受けた家電は、どのくらいの期間使用しなければなりませんか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数としています。
	9-6	どういった場合に交付決定の取消しとなりますか。	申請書の「同意・誓約事項」や本事業の要綱に違反された場合、交付決定取消の対象となりますので、申請前に必ずご確認ください。 また、交付決定の取消しにより、補助金の返還が発生する場合は、補助金交付額に加え、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて延滞金が発生しますので、ご注意ください。